

## EGFプログラム創業サポート制度実施要項

(目的)

**第1条** この要項は、地域経済の持続的な発展に向けて、経済活力の源泉ともいわれる創業の更なる創出を図るため、愛媛県（以下「県」という。）が取り組む「愛媛グローバル・フロンティア・プログラム」（以下「EGFプログラム」という。）において、県内での創業を目指す創業希望者及び創業者（以下「創業希望者等」という。）をサポートするためのEGFプログラム創業サポート制度（以下「創業サポート制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協力体制)

**第2条** 県は、EGFプログラムを推進するため、金融機関や経済団体、企業や大学等の協力を得て、創業希望者等をサポートする体制を整備するものとする。

2 創業サポート制度の運用に当たっては、県及び財団が連携・協力して実施するものとする。

(創業サポーターの登録要件)

**第3条** 県は、EGFプログラムの趣旨に賛同して創業希望者等へのサポートを行おうとする、次の各号に掲げる条件を満たす者から申請があった場合は、EGFプログラム創業サポーター（以下「創業サポーター」という。）として登録できるものとする。

- (1) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (2) 事業者の役員等が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。また、反社会的勢力との関係を有していないこと。
- (3) その他、県が別に定める要件を満たしていること。

(創業サポーターの登録申請)

**第4条** 創業サポーターへの登録を希望する者は、創業サポーター登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、県に申請するものとする。

(創業サポーターの登録)

**第5条** 県は、申請内容を審査し、問題がないと認めた場合は、創業サポーターとして登録のうえ登録証を交付するものとする。

(創業サポーターの登録期間及び取消し)

**第6条** 登録期間は、登録した日の属する年度の末日までとする。ただし、創業サポーターから特段の申し出がない限り、登録期間を1年間延長し、以降の期間も同様とする。

2 創業サポーターが、第3条の各号に掲げる条件を満たさなくなった時は、県は、職権により登録を取り消すことができる。

(創業サポート制度の利用申込)

**第7条** 創業サポーターによる支援を希望する創業希望者等は、県が別に定める方法により、県に申し込むものとする。

(創業サポーターによる支援の実施)

**第8条** 県は、申込内容を確認し、申込者が創業サポーターによる支援を受けることができるよう調整を図るものとする。

2 創業サポーターは、申込者に対する支援の実施に努めるものとする。

3 申込者は、創業サポーターからの支援を受けた場合、当該支援の内容を県に報告するものとする。

4 前条の規定による申込の有無にかかわらず、創業サポーターは県及び財団と連携し、EGFプログラムにおける創業希望者等に対する支援に協力するものとする。

(免責事項)

**第9条** 本要項に基づき、創業希望者等が、創業サポーターから支援を受けた場合に生じた一切の責任は、創業希望者等及び創業サポーターが負うものとする。

(料金等)

**第10条** 本要項に基づく支援にかかる費用一切は、創業希望者等及び創業サポーターが負担するものとする。

(情報の取扱について)

**第11条** 本要項にかかる情報については、EGFプログラムの推進に基づく内容に限り、県及び財団が共有するものとする。

(その他)

**第12条** 本要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要項は、平成30年5月28日から施行する。

**附 則**

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則**

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

この要項は、令和5年7月1日から施行する。

## EGF プログラム創業サポーター登録申請書

EGF プログラム創業サポート制度実施要項第4条の規定に基づき、次のとおり創業サポーターへの登録を申請します。

項目	内 容
貴社（団体・大学）名	
代表者職氏名	
住 所	
電話・FAX	TEL FAX
ホームページ（URL）	
メールアドレス	
業 種	
担当者 職・氏名 （連絡先） ※連絡先が同じ場合は不要	職名 氏名 (TEL FAX e-mail )
創業希望者への サポート内容  〔提供できる内容に ☑をご記入下さい〕	<input type="checkbox"/> 事業化及び創業事業計画に対する相談・助言 <input type="checkbox"/> 施設・設備（事業スペースや研究施設、機械設備等）の提供 <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償（一部免除、割引等） <input type="checkbox"/> 物資（試作品開発に必要な資材等）の提供 <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償（一部免除、割引等） <input type="checkbox"/> 共同研究 <input type="checkbox"/> 資金（融資、助成等）の提供 <input type="checkbox"/> ※サポート内容を具体的にご記入ください。 <input type="checkbox"/> セミナー講師派遣 <input type="checkbox"/> 交流会等への招待 <input type="checkbox"/> 情報発信・PRの場の提供 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> ※サポート内容を具体的にご記入ください。

※貴社（団体・大学）名及びサポート内容については原則、ホームページ上で公開させていただきます。  
 ※登録された内容については、EGF プログラムの推進においてのみ、県及び財団内で共有させていただきます。

※登録により別紙サービスを受けることができます。

## 【提出先】

愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課

住 所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

T E L 089-912-2472

F A X 089-912-2469

e-mail sangyososyutsu@pref.ehime.lg.jp

	内容	備考
①	EGF スタートアップコミュニティへの参加・同コミュニティ内での情報発信	創業希望者等が参加するコミュニティに参加し、オフライン（イベント等）・オンライン（Slack）で交流することができます。また、貴社（団体・大学）が実施する創業関係イベント等の情報をコミュニティ内に発信することができます。
②	EGF プログラム各事業への参加	「NEXT スタートアップえひめ」公開プレゼンテーション（2月開催予定）等、EGF プログラムの各事業にご参加いただけます。
③	「EGF プログラム」ロゴマークの使用	名刺や企業パンフレット、ホームページなど、自由にご活用いただけます。
④	県ホームページ「創業サポーター一覧」への掲載	各企業・団体のホームページリンクを掲載します。

注) 上記イベント等については定員等により参加できない場合がありますのでご了承ください。